○厚生労働省告示第三百九十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項の規定に基づき、次の同項に規定する認定個人情報保護団体から同項に規定する認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定個人情報保護団体の名称
　特定非営利活動法人　患者の権利オンブズマン
二　認定個人情報保護団体の住所
　福岡県福岡市東区馬出二丁目一番二十二号
三　認定個人情報保護団体の代表者の氏名
　理事長　久保井　摂
四　個人情報の保護に関する法律第四十二条第一項の申出の受付を終了した日
　平成二十八年十月三十日
五　認定業務を廃止しようとする日
　平成二十九年一月三十一日

○農林水産省告示第二千二百七十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

表全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センターの項の次に次のように加える。

全国畜産農業協同組合連合会三好食肉事業所	徳島県三好郡東みよし町足代八九〇番地三

○経済産業省告示第二百七十三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十九年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Cのグループ一に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十八年十一月二十四日から平成二十八年十一月三十日までとする。

○国土交通省告示第千二百六十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年十一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平28第4002号	軌道の旅客運賃の変更の認可	札幌市	1．普通旅客運賃　現行の170円を上限とする均一制運賃を、200円を上限とする均一制運賃に変更する。 2．定期旅客運賃（1か月）　現行運賃を、通勤定期旅客運賃については6.5%、通学定期旅客運賃については9.7%引き上げた額を上限とする運賃に変更する。

○国土交通省告示第千二百六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
山陽自動車道吹田山口線	広島市安佐南区伴東五丁目八〇四二番二まで	前	最大 二六八 最小 一一三	二〇七
	広島市安佐南区伴東町字道具畑一三七番三八から同市安佐南区伴東五丁目八〇四二番二まで	後	最大 二七三 最小 九七	
山陽自動車道吹田山口線	沖縄県中頭郡西原町字幸地五三八番一から同県中頭郡西原町字幸地五二八番一まで	前	最大 四四 最小 二七	四七〇
		後	最大 四五 最小 二三	

○国土交通省告示第千二百七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山市森小手穂字相方二二〇番一	前	最大 五〇 最小 三五	二六
		後	最大 五〇 最小 三五	

○国土交通省告示第千二百七十二号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の八の規定により、代表者の変更の届出があり、次のとおり登録を変更したので、同規則第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成十七年二月十七日
二　登録番号　研修第1号
三　氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　浅野間一夫
六　登録研修事務を行う事務所の名称　一般財団法人全国建設研修センター
七　登録研修事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
八　登録研修の名称　ダム管理主任技術者研修
九　登録研修事務を開始する年月日　平成十七年二月十七日
十　変更年月日　平成二十八年十月十七日